

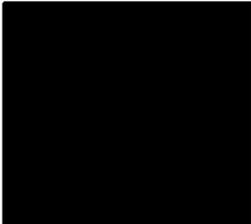


事 務 連 絡

平成21年6月29日

東京法務局民事行政部動産登録課長 殿
東京法務局民事行政部債権登録課長 殿

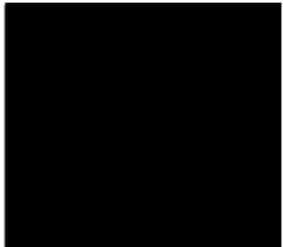
法務省民事局商事課



登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いの留意点等について

標記取扱いについては、本年6月16日付け法務省民二・民商第1440号民事第二課長及び商事課長依命通知が発出されたところですが、その取扱いに係る留意点等は、別紙のとおりですので、貴管下職員あて周知方お取り計らい願います。

なお、標記取扱い及びその留意点等については、日本司法書士会連合会に連絡済みであることを申し添えます。



登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いの留意点等

1 趣旨

この留意点等は、登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱い（以下「本取扱い」という。）の対象及び事務処理上の留意点について定めるものである。

2 対象

本取扱いの対象となるものは、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 登録免許税を納付して登記の申請をした場合であること。

登記事項証明書の交付請求その他の手数料を納付してした場合については、本取扱いの対象とならない。

- (2) 司法書士その他の申請代理人が登記の申請をした場合であること。

すべての申請代理人がした登記の申請が対象となるものであり、司法書士がした登記の申請に限定しない。

- (3) 別記第1号及び第2号の様式により作成した書面又はこれらの様式に準じて作成した書面（以下「代理受領申出書面」という。）を提出して、登録免許税の還付金の代理受領の申出をする場合であること。

代理受領申出書面の提出がない場合は、本取扱いの対象とはならず、登録免許税法（以下「登免法」という。）第31条第1項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

なお、登記の申請書に添付した委任状に登録免許税の還付金の代理受領に係る権限の記載がある場合であっても、登録免許税の還付金の代理受領の申出には、別記第2号の様式により作成した委任状又は同号の様式に準じて作成した委任状（以下「受領委任状」という。）を提出しなければならないものとする。この取扱いは、所轄税務署に還付通知書を送付する際に申請代理人が受領する権限を明らかにした書面の原本も送付してもらいたい旨の国税庁からの要請があるところ、登記の申請書に添付した委任状は申請代理人に返還し、又は登記申請書類つづり込み帳につづり込まれる

[REDACTED]

こととなるため、これを所轄税務署に当該書面の原本として送付することはできないことを踏まえたものである。

- (4) 登記の申請の取下げ（一部取下げを含む。）又は過誤納により、登録免許税の全部又は一部を還付する場合であること。

登記の申請を却下した場合は、本取扱いの対象とはならないので、登免法第31条第1項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

なお、過誤納により登録免許税の全部又は一部を還付する場合の還付金の代理受領については、あらかじめその旨を登記官に申し出た場合であって、当該申請に係る登記の完了後速やかに代理受領申出書面を提出したときに限り、本取扱いの対象となるものとする。当該登記の完了後速やかに代理受領申出書面を提出しないときには、登免法第31条第1項に規定する登記等の申請をした者又は登記等を受けた者に登録免許税を還付する。

3 事務処理上の留意点

- (1) 代理受領申出書面の記載内容等の確認

代理受領申出書面が提出されたときは、登記の申請書及びその添付書類の内容に照らして当該代理受領申出書面の記載内容に誤り等がないかを確認するとともに、添付書類である委任状に押印されている委任者の印影と受領委任状に押印されている委任者の印影が合致するかの照合をするものとする。

なお、オンラインにより登記の申請をした場合であって、その添付情報が電磁的記録で作成されているときは、登記の申請に係る添付情報から委任者の印影を照合することができないので、代理受領申出書面のほか、委任者の印鑑の証明書（市区町村長又は登記官が作成したものであって、代理受領申出書面を提出した日の前3月以内に作成されたものに限る。）を提出させた上、当該印鑑の証明書と受領委任状に押印されている委任者の印影とを照合するものとする。この場合において、当該印鑑の証明書の原本還付の請求があったときは、これに応じて差し支えないが、その原本還付の時期は、登記官が印影の照合をした後とするものとする。

- (2) 還付通知書の作成等

(1)の確認の結果、代理受領申出書面に不備等がない場合には、商業登

[REDACTED]

記等事務取扱手続準則（以下「商登準則」という。）別記第48号の様式に準じて還付通知書を作成し、所轄税務署に通知するとともに、商登準則第76条の規定に準じて処理をするものとする。この場合における還付通知書の記載例は、別添のとおりとするものとする。

なお、受領委任状は、あらかじめその写しを作成し、還付通知書とともにその原本を所轄税務署に送付するものとし、作成した受領委任状の写しは、別記第1号の様式により作成した書面又は同号の様式に準じて作成した書面（以下「還付通知請求・申出書」という。）とともに、登録免許税関係書類つづり込み帳（商登準則第15条第1項第10号に準じて作成したもの）につづり込んで保管するものとする。

また、(1)のなお書きの場合において提出された委任者の印鑑の証明書は、その原本（原本の還付をしたときは、その謄本）を登録免許税関係書類つづり込み帳につづり込んで保管するものとする。

(3) 復代理人による代理受領

復代理人により登記の申請がされている場合は、申請人が還付金の受領を代理人に委任すること及び代理人がこれを復代理人に委任することが必要であるから、申請人及び代理人がそれぞれ作成した委任状を添付させるものとする。ただし、登記の申請の復代理人が還付金受領については申請人から直接受任しているときは、当該復代理人に、復代理人を選任した場合において代理人が還付金受領を受任しているとき（還付金の受領については復代理がされていないとき）は、当該代理人に、それぞれ還付金の受領を認めるものとする。

なお、本取扱いは、登記の申請を取り下げたものについて、再使用証明と同様に、再度登記の申請をする際の便宜のために認められるものと考えられることから、申請代理人（復代理人を含む。）となった者以外の者を還付金受領の代理人とすることは、認めないものとする。

(4) 法人の代表者の印鑑証明書の添付に関する特例

受領委任状を作成した者が法人の代表者である場合において、代理受領申出書面を提出する登記所が、当該法人の代表者が印鑑を提出している登記所と同一であり、かつ、当該受領委任状に当該登記所に提出している印鑑が押印されているときは、印鑑の証明書の添付を省略しても差し支えないものとする。この場合においては、還付通知請求・申出書の備考欄にそ



の旨を記載させるものとする。

(5) 司法書士が申出をする場合の還付通知請求・申出書の記載

司法書士（司法書士法人を含む。）が申出をする場合は、司法書士法施行規則第28条第1項の規定に従い、還付通知請求・申出書の末尾又は欄外に記名し、職印を押させるものとする。

(6) 所轄税務署からの問い合わせ

還付金の代理受領に関し、還付通知書を提出した税務署から照会があった場合には、登記所における本人確認（印鑑の照合により確認している旨）の経緯を回答するものとする。

4 本取扱いの対象

本取扱いは、平成21年6月22日以降において登記が完了していない事件のすべてを対象とするものとする。

(別添)

日記第 号
平成 年 月 日

税務署長 殿

東京法務局民事行政部
登記官

課
職印

還付通知書

登録免許税法第31条第1項の規定により、通知します。

登記の区分	
申請の受付の年月日及び受付番号又は再使用証明番号	
還付金額	金 円
還付原因	1 却下 2 取下 3 過誤納
還付原因の生じた日	
納付方法 収納機関の名称	1 印紙 2 領収証書 3 電子納付 銀行 郵便局 支店 税務署
申請人の氏名・住所	申請人 住所〇〇 氏名〇〇 受領代理人 住所〇〇 氏名〇〇 (受領代理人連絡先 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
納税地	(同 上)
還付通知の請求・ 申出の別・年月日	1 還付通知請求 平成 年 月 日 2 還付申出
希望する還付場所	受領代理人の口座 フリガナ () 受領代理人氏名 () 銀行 郵便局 支店 税務署 (普通・当座) 口座 ()
備考	受領代理人口座への還付

※ 赤字は、記載例である。

別記第2号

○代理人が還付金を受領する場合に必要な委任状

委 任 状	
受任者 フリガナ	ウケトリ サブロウ
氏 名	受 取 三 郎
住 所	東京都千代田区〇〇町〇丁目〇ー〇

上記の者に下記登記に係る登録免許税の還付金の受領権限を委任する。

登記の目的	動産譲渡登記
受付年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日
受付番号	第 〇〇〇〇〇 号
管轄法務局	東京法務局民事行政部 動産登録課・ 債権登録課

平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

委任者（登記申請人）

（フリガナ） トウキ シンイチ

氏名又は名称 登 記 連 一 印

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇ー〇

御注意

①委任状には、登記の申請書又は委任状に押した印鑑を押印願います。

②委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条（充当）及び地方税法附則第9条の10（委託納付）の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

※ 赤字は、記載例である。